東北学院大学試験施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則(以下「学則」という。)第37条の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定める。

(試験の種類)

- 第2条 試験は、指定試験及び特別試験とする。
- 2 試験は、研究報告、論文等をもって代えることがある。

(指定試験)

- 第3条 指定試験とは、各学期の授業最終回に授業の 一部として行われる筆記試験のうち、次の各号のい ずれかに該当するものをいう。
 - (1) 複数の教室を必要とするもの
 - (2) 補助監督を必要とするもの
 - (3) 追試験を必要とするもの
- 2 担当教員が指定試験を実施する場合は、指定期間内に定められた様式により授業実施キャンパスの学務部教務課又は学務係(以下「教務課」という。)に届け出た上で、学務部長の確認を受けなければならない。
- 3 前項の確認に当たり、学務部長は、指定試験を行う授業について、学務部長が定める授業期間後の期間(以下「追加期間」という。)での実施を指示することができる。

(特別試験)

- 第4条 特別試験は、追試験及び再試験とする。
- 2 再試験は、卒業再試験及び進級再試験とする。

(追試験の対象等)

- **第5条** 追試験の対象となる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 別表に定める追試験の対象となる欠席事由による欠席者
 - (2) 前号に定める事由以外の事由により試験を欠席した者で、科目担当教員が受験を許可する者
- 2 追試験の対象となる科目は、指定試験(追加期間 実施分を含む。)が実施された科目とする。
- 3 追試験は、原則として、追加期間終了後の所定の日時に実施する。

(追試験受験手続)

第5条の2 追試験の受験希望者は、追加期間終了日 までに、教務課に欠席事由を証明する書類を添えて 追試験受験願を提出するものとする。

- 2 追試験の受験を許可された者は、所定の手数料を 納入するものとする。ただし、欠席の事由によって は手数料を徴収しないことがある。
- 3 前項の規定に基づき一旦納入された手数料は、別 に定める場合を除き、いかなる理由があっても返却 しない。

(卒業再試験)

- 第6条 卒業再試験の対象となる学生は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、科目担当教員が受験を許可する者とする。
 - (1) 卒業要件を満たしていない者
 - (2) 学則に定める資格の取得要件を満たしていない 者
- 2 前項に定める不足科目数の上限は、以下のとおりとする。
- (1) 文、経済、経営、法及び教養学部 4科目
- (2) 工学部 6科目
- 3 卒業再試験の対象となる科目は、次の各号のいず れにも該当する科目とする。
 - (1) 受験希望者が科目履修の登録をした科目
- (2) 前号に定める科目のうち、受験希望者が指定試験又はそれに代わる試験等を受験し、単位を修得できなかった科目
- 4 卒業再試験の実施時期は、学年末とする。

(進級再試験)

- 第6条の2 進級再試験は、教育課程の運用等のために実施の必要性のある学部が実施できるものとする。
- 2 進級再試験を受験できる者は、次の各号のいずれ にも該当する者とする。
 - (1) 進級要件を満たしていない者
 - (2) 科目担当教員が受験を許可する者
- (3) 進級再試験の受験を許可される科目の合計単位 数が進級要件に不足する単位数以上である者
- 3 進級再試験の対象となる科目は、前条第3項に準じるものとする。
- 4 進級再試験の実施時期は、学年末とする。ただし、 第1学期に授業が完了する科目については、第1学 期末に実施することがある。
- 5 進級再試験を実施する学部は、次に掲げる事項を

学務部長と協議の上、進級再試験実施要項を定める

- (1) 第2項及び第3項に定める要件を含む受験対象 学生及び受験対象科目
- (2) 受験を許可する場合の進級要件に不足する単位 数又は科目数の上限
- (3) その他進級再試験の実施に必要な事項
- 6 進級再試験を実施する学部は、前項に定める進級 再試験実施要項を6月末日までに学務部長及び教務 委員会に報告し、了承を得るものとする。

(再試験受験手続)

- 第6条の3 進級再試験及び卒業再試験の受験者は、 所定の期日までに教務課に再試験願を提出するもの とする。
- 2 再試験の受験を許可された者は、所定の手数料を 納入するものとする。
- 3 前項の規定に基づき一旦納入された手数料は、別に定める場合を除き、いかなる理由があっても返却しない。

(受験資格)

- 第7条 試験は、当該年度の登録科目に限り、受験を 許可するものとする。ただし、科目登録を行ってい る場合であっても、次の各号のいずれかに該当する 場合には受験を許可しない。
 - (1) 所定の期日までに学生納付金が未納である場合。ただし、延納願を提出し、その期間が満了していない場合を除く。
 - (2) 学生証(仮学生証を含む。)を携帯していない 場合
 - (3) 総授業時間数の5分の1を超えて欠席し、科目 担当教員が当該科目の受験を許可しない場合
 - (4) 試験開始後、30分が経過した場合

(成績評価)

- 第8条 授業科目の成績は、試験、平常点、研究報告、 実験報告、設計製図、実技等を勘案して評価する。
- 2 評価は、100点を満点として60点以上を合格とする。
- 3 合格した者には、所定の単位を認定する。
- 4 成績通知表には、評価点及びGPA (Grade Point Average) を表記する。
- 5 進級再試験及び卒業再試験の評価は、通常の試験 と同一の基準により採点した評価の1割を減じた点 数とする。

(不正行為等)

第9条 試験の公正かつ円滑な実施のために、東北学院大学の試験における不正行為者等の処分及び措置に関する規程を別に定め、別記のとおり受験注意事項を定める。

(事務)

第10条 この細則に関する事務は、教務課において 処理する。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、教務委員会が発議し、 教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告す るものとする。

附 則(平成8年4月1日)

- 1 本細則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学者については、改正後の第 6条第2項の規定にかかわらず、平成10年度まで従 前のとおりとする。

附 則(平成10年4月1日) 本細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

本細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

本細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

本細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

本細則は、平成21 (2009) 年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月22日改正第49号)

本細則は、平成26 (2014) 年5月22日から施行し、 平成26 (2014) 年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年7月1日改正第63号)

この細則は、平成27 (2015) 年7月1日から施行し、 平成27 (2015) 年4月1日から適用する。

附 則(平成29年12月26日改正第196号)

この細則は、平成29 (2017) 年12月26日から施行する。

附 則 (平成30年3月7日改正第21号)

この細則は、平成30(2018)年4月1日から施行 する。

附 則(令和2年12月24日改正第193号) この細則は、2021年4月1日から施行する。

別表(第5条第1号関係)

I 追試験の対象となる欠席事由

- 1 病気・ケガ (本人)
- 2 結婚
- (1) 本人 5日間
- (2) 兄弟姉妹 1日
- 3 出産
- (1) 本人 7日間
- (2) 配偶者 2日間
- 4 忌引・法要
- (1) 忌引
 - ア 父母・配偶者・子 7日間
 - イ 祖父母・兄弟姉妹 3日間
 - ウ 伯父・伯母・叔父・叔母・甥・姪 1日
- (2) 法要 亡父母 1日
- 5 公共交通機関の不通及び遅延
- 6 教育課程に基づく資格取得に係る実習
- 7 単位互換学生(特別聴講学生)受験科目日時の本学試験日時との重複
- 8 補講又は集中講義期間中に実施される試験同士の日時が、学生本人の責に帰すべきでない理由により重複する場合(あらかじめ日程が決まっている集中講義同士の重複を除く。)
- 9 就職試験(教員採用試験及び公務員採用試験を含む。)
- 10 裁判員候補者、裁判員又は補充裁判員としての義務の履行
- 11 課外活動

Ⅱ 追試験受験願に添付すべき証明書、文書等(番号はⅠの番号に対応している。)

- 1 診断書、氏名及び通院日明記の領収書等
- 2 欠席日を確認できる招待状又は案内状
- 3 出生届又は出産証明書
- 4 (1) 欠席日を確認できる会葬御礼又は死亡を確認できる公的証明書等
 - (2) 欠席日を確認できる案内状等
- 5 当該公共交通機関発行の不通又は遅延証明書
- 6 なし (実習実施の確認は、教務課が行う。)
- 7 次に掲げる全ての文書
 - (1) 履修届(「学都仙台単位互換ネットワークに関する協定書」及び「学都仙台単位互換ネットワークに関する覚書」に定める共通様式による。)
 - (2) 試験時間割表
- 8 なし(重複の有無及び理由の確認は、教務課が行う。)
- 9 次に掲げる文書のいずれか1つ
 - (1) 採用試験要項
 - (2) 受験票
 - (3) 就職試験受験証明書(就職キャリア支援部の承認を要する。)
- 10 別に定める証明書類等
- 11 大会開催要項又は大会出場届(学生部の承認を要する。)